

流山市農業委員会
令和8年第3回
総会議事録

令和8年3月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和8年第3回総会議事録

- 1 期 日 令和8年3月10日(金)
- 2 場 所 流山市役所第 第 会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 3番 池田 操代
4番 金子 文雄
- 5 出席農業委員(委員10名)
 - 1番 鈴田 徹
 - 2番 矢口 優子
 - 3番 池田 操代
 - 4番 金子 文雄
 - 5番 鈴木 亨
 - 6番 金子 孝博
 - 7番 中嶋 清
 - 9番 石井 保
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員2名)
 - 8番 小菅 康男
 - 10番 岡田 長政
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 森田 元彦
 - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 深津 博樹
事務局次長 染谷 晃
事務局次長補佐 水落 朋子
事務局主任主事 田仲 悠太郎
事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 11 会議目次
 - 議案第10号 農用地利用集積等促進計画の決定について……………1
 - 議案第11号 特定生産緑地地区指定に係る意見について……………3
 - 議案第12号 農地利用最適化推進委員の候補者決定について……………5
 - 報告第8号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について……………6
 - 報告第9号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について……………7
 - 報告第10号 合意解約の通知について……………7
 - 報告第11号 専決処理の報告について……………8

▲開会 午後3時00分

- 水代会長 それでは、ただ今から令和8年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまのところ出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。
また、農地利用最適化推進委員より、3名出席していることを報告いたします。
なお、8番 小菅委員、10番 岡田委員から欠席の旨届出がありましたので報告いたします。
次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。
流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 水代会長 異議なしと認めます。

3番 池田委員、4番 金子文雄委員を指名いたします。
次に、会議書記の指名を行います。
本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。
次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。
染谷次長。

- ◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第10号「農用地利用集積等促進計画の決定について」から議案第12号「農地利用最適化推進委員の候補者決定について」までの3議案について、御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第8号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」から報告第11号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

- 水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

- 水代会長 なしと認めます。

- 水代会長 これより議事に入ります。

議案第10号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

- ◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第10号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画案について審議を求める。

令和8年3月10日提出

今月の申請は3件です。

始めに、議案1番の権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田1筆 面積1,021平方メートルです。
利用権の設定期間は、譲受人を変更して5年間で、権利の種類は賃貸借です。
議案案内図につきましては、1ページ、また別紙資料では、この方の利用集積状況を掲載していますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市平方村新田にお住まいの方で、職業は農業です。
対象となる農地は、平方の田1筆、面積950平方メートルです。
利用権の設定期間は、実質更新により7年間で権利の種類は賃貸借です。
議案案内図につきましては、2ページ、また別紙資料では、この方の利用集積状況を掲載していますので、併せて御参照ください。

最後に、議案3番の権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で、職業は農業です。
対象となる農地は、下花輪の畑1筆 面積330平方メートルです。
利用権の設定期間は、新規により5年間で、権利の種類は賃貸借です。
本件の議案案内図につきましては、3ページ、また別紙資料では、この方の利用集積状況を掲載していますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第10号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は3件です。

始めに、1番ですが、譲受人を変更して5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者については、年齢は62歳、職業は農業です。

経営面積は、約5.3ヘクタール、農業従事日数は300日、農業従事者は2名です。

申請地につきましては、写真のとおりで、草刈済みの状態でした。

次に、2番ですが、実質更新により7年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者については、年齢は73歳、職業は農業です。

経営面積は、約7.2ヘクタール、農業従事日数は300日、農業従事者は2名です。

申請地につきましては、写真のとおりで、草刈済みの状態でした。

最後に、3番ですが、新たに5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者については、年齢は27歳、職業は農業です。

経営面積は、約2ヘクタール、農業従事日数は300日、農業従事者は3名です。

申請地につきましては、写真のとおりで、休耕状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第10号については、承認することに決定いたしました。

○水代会長 議案第11号「特定生産緑地地区指定に係る意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第11号

特定生産緑地地区指定に係る意見について

特定生産緑地地区指定に係る照会が次のとおりあったので、意見を求める。

令和8年3月10日提出

生産緑地については、指定から30年を経過するといつでも買取申し出、いわゆる指定解除の手続きが可能となりますが、農地課税の税制特例措置は受けられなくなってしまう。

そこで、10年間生産緑地を延長できるのが、「特定生産緑地」制度です。

これは、所有者からの申し出に基づき、市が特定生産緑地に指定した場合、期間が10年間延長されます。

今回、平成10年に指定した生産緑地のうち、特定生産緑地への指定の申し出があった農地について、市長から当該土地が生産緑地法第2条第1号に規定する農地若しくは採草放牧地に該当しているのかどうか、農業委員会に意見を求められたものです。

特定生産緑地指定の申し出があった土地は、別紙の「特定生産緑地指定意向一覧」と位置図を御覧ください。

49地区 132筆 合計114,525.99平方メートルの申し出がありました。

通常、新たに生産緑地として追加指定を行う場合は、小委員会にて現地確認を行い、御審議いただいておりますが、132筆すべてを短期間に現地確認することは時間的に困難であることと、約30年前の当初指定の際にも農業委員会で審議されていることから、当該地につきましては、令和7年12月から事務局職員にて、現地確認を行いました。

その中で、今回は、区画整理事業中の生産緑地地区が含まれていたことから、そのような土地における現地確認について説明します。

別紙「特定生産緑地指定意向一覧」の2ページと「区画整理事業地内における土地の主な状況」を併せて御覧ください。

区画整理事業中の土地については、区画整理の進捗状況によって土地の位置関係が異なることから、市からの依頼により、Aパターンの場合は現地確認を従前地で行い、Cパターンの場合は現地確認を換地先で行いました。

指定意向一覧の所有者氏名の左隣の欄は、現地確認を行った場所として記載してあります。

このような状況の下、事務局職員が現地を確認したところ、ほとんどの生産緑地地区において、ビニールハウスでの栽培や市民農園としての利用等を含めて農地が適正に管理されてきました。

一方で、一部の生産緑地地区においては、農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたように見受けられる地区もありました。

現地の状況については、各地区の生産緑地を抜粋して前方のスクリーンに順次映してまいります。

まずは、適正に管理されている生産緑地地区です。

(管理○ 写真投影)

続きまして、農地に形質変更を加えたように見受けられる生産緑地地区です。

(管理△ 写真投影)

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 このあと質疑にうつりますが、生産緑地地区番号308番は鈴田委員に関係する案件ですので、後ほど審議いたします。

これより、本案のうち、生産緑地地区番号308番以外の生産緑地に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 課題のある農地について、今後、どのようなことをするために農業委員会としての議決が必要なのですか。

◎事務局(染谷次長) 今回、特定生産緑地に指定する土地が農地等に該当しているかどうか、という照会があり、それについて回答するものです。

特定生産緑地の指定は、農業委員会の権限で決定するものではなく、最終的に市長が行うものです。

◆森田推進委員 農地に形質変更を加えたような土地については、農地ではないという回答をするということですか。

◎事務局(染谷次長) 農地に見えない土地について、「一部の土地については、精査が必要である。」と回答しようと考えています。

○水代会長 そのように回答するしかないと思います。

今回は、特定生産緑地の指定にあたり、生産緑地法に基づいて照会を受けて回答するものです。

生産緑地の指定を受けると転用などに規制があり、それを遵守していなければ、指定した市が対応します。

もし、全面的に農地になっていない場合は、生産緑地の指定を受けた者がそれなりの罰則を受けることになると思います。

○水代会長 よろしいですか。

◆森田推進委員 はい。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案のうち、生産緑地地区番号308番以外の生産緑地について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地若しくは採草放牧地に概ね該当するが、一部の土地については精査が必要であると回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって本案については、生産緑地法第2条第1号に規定する農地若しくは採草放牧地に概ね該当するが、一部の土地については精査が必要であると回答することに決定いたしました。

続いて、生産緑地番号308番は鈴田委員に係る案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

鈴田委員の退席を求めます。

(午後3時32分 鈴田委員退席)

○水代会長 これより本案のうち、生産緑地番号308番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案のうち、生産緑地番号308番について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地若しくは採草放牧地に該当していると回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって生産緑地番号308番については、生産緑地法第2条第1号に規定する農地若しくは採草放牧地に該当していると回答することに決定いたしました。

鈴田委員の除斥を解きます。

(午後3時33分 鈴田委員入室)

○水代会長 ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第12号「農地利用最適化推進委員の候補者決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第12号

農地利用最適化推進委員の候補者決定について

農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定する流山市農業委員会の次期農地利用最適化推進委員の候補者を次のとおりとすることについて、意見を求める。

令和8年3月10日提出

本案につきましては、令和8年7月19日に現在の農地利用最適化推進委員の任期が満了となるため、次期推進委員に委嘱する候補者の決定を行うものです。

選考については、推進委員選考特別委員会規約に基づき、1月14日に選考委員会を開催し、御審議頂きました。

なお、本案が承認された場合は、書面で通知を行う予定です。

また、正式な農地利用最適化推進委員の委嘱については、令和8年7月21日の新農業委員による総会での承認後となります。

説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員長である私から、審議結果について報告いたします。

令和7年9月21日から10月20日まで募集を行ったところ、旧流山町および旧八木村を中心とする第1地区には、定数2名のところ2名の推薦と1名の自薦がありました。

旧新川村を中心とする第2地区には、定数2名のところ2名の推薦がありました。

本案の審議にあたっては、選考基準に従い、1月14日に選考を行いました。

その結果、全会一致で議案書のとおり、各地区2名ずつの4名に決定するという結論に達しました。

御報告は、以上です。

なお、本案については、山崎委員、海老原推進委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

山崎委員、海老原推進委員の退席を求めます。

(午後3時36分 関係委員退席)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

山崎委員、海老原推進委員の除斥を解きます。

(午後3時37分 関係委員入室)

○水代会長 次に、報告第8号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページを御覧ください。

報告第8号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第15号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和8年3月10日報告

本件は、農地法の許可等が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第15号にあります「認定電気通信事業者が中継施設又はこれらの施設を設置するために、権利を取得する場合」については、農林水産省の通知により事業計画書を提出することとなっているため、提出されたものです。

今回は、向小金二丁目の登記地目 畑1筆の一部 面積1.96平方メートルにて、基地局を設置するものです。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の5ページから6ページにございま

す。

報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第9号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第9号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和8年3月10日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は3件です。

1番は、区画整理地内 流山市中の畑1筆 仮換地面積823平方メートルです。

令和8年1月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただいた方の農地です。

議案案内図につきましては、7ページにございますので併せて御参照ください。

2番は、流山市おおたかの森南二丁目の畑1筆 面積919平方メートルです。

令和8年1月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただいた方の農地です。

議案案内図につきましては、8ページにございますので併せて御参照ください。

3番は、流山市木三丁目の畑2筆 合計面積980平方メートルです。

令和8年1月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただいた方の農地です。

議案案内図につきましては、9ページにございますので併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第10号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページを御覧ください。

報告第10号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和8年3月10日報告

合意解約が行われました農地は、名都借にあります畑1筆 面積1,441平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、令和8年2月9日です。

議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参照ください。

報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第11号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第11号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月10日報告

最初に、1.の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第3条の届出は、4件 8筆 合計面積8,754平方メートルです。

次に、2.の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出は、5件 7筆 合計面積3,755平方メートルです。

次に、3.の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、8件 13筆 合計面積3,212.10平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を処理いたしました。

続きまして、下段には、今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件、水道用地が1件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が7件、マンションの区分所有が1件の計8件の届出がありました。

今月の報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和8年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時45分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和8年3月10日

流山市農業委員会会長 水内啓司
流山市農業委員会委員 池田操代
流山市農業委員会委員 金子文雄